

第 2 2 号議案

町田市男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

町田市男女平等推進センター条例（平成１１年９月町田市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条第７号中「目的を達成するために必要な」を「市長が必要と認める」に改める。

第９条中「使用料は、無料」を「施設のうち、別表に掲げるものは有料」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 前条第１項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

第１６条を第１８条とし、第１１条から第１５条までを２条ずつ繰り下げる。

第１０条中「第８条第１項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に、「当該」を「第８条第１項の」に改め、同条を第１２条とし、第９条の次に次の２条を加える。

（使用料の免除）

第１０条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

（使用料の不還付）

第１１条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第９条関係）

施設の名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前	午後	夜間	全日
多目的実習室	１，１００	１，５００	１，６００	４，２００
活動室	１，１００	１，５００	１，６００	４，２００

備考 施設の使用単位は、午前は午前９時から正午まで、午後は午後１時から午後

5時まで、夜間は午後5時30分から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

改正後	改正前
(事業) 第 3 条 町田市男女平等推進センター(以下「推進センター」という。)は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長が必要と認める事業</u> (使用料) 第 9 条 推進センターの<u>施設のうち、別表に掲げるものは有料とする。</u> <u>2 前条第 1 項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u> (使用料の免除) 第 10 条 市長は、<u>特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</u> (使用料の不還付) 第 11 条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (行為の制限) 第 12 条 <u>使用者は、第 8 条第 1 項の承認に係る以外の行為をしてはならない。</u> (使用権の譲渡等の禁止) 第 13 条 略 (使用承認の取消し等) 第 14 条 略 (原状回復の義務) 第 15 条 略 (損害賠償) 第 16 条 略	(事業) 第 3 条 町田市男女平等推進センター(以下「推進センター」という。)は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>目的を達成するために必要な事業</u> (使用料) 第 9 条 推進センターの<u>使用料は、無料とする。</u> (行為の制限) 第 10 条 <u>第 8 条第 1 項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該承認に係る以外の行為をしてはならない。</u> (使用権の譲渡等の禁止) 第 11 条 略 (使用承認の取消し等) 第 12 条 略 (原状回復の義務) 第 13 条 略 (損害賠償) 第 14 条 略

町田市男女平等推進センター条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(職員) <u>第 17 条</u> 略 (委任) <u>第 18 条</u> 略	(職員) <u>第 15 条</u> 略 (委任) <u>第 16 条</u> 略

別表(第9条関係)

施設の名称	使用単位及び使用料(円)			
	午前	午後	夜間	全日
多目的実習室	1,100	1,500	1,600	4,200
活動室	1,100	1,500	1,600	4,200

備考 施設の使用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時30分から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。

